令和 元 年 9 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1	開	会	令和元年9月12日	午後2時00分
	閉	会	令和元年9月12日	午後3時00分

# 2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員

千 委員 小畑 委員

3 欠席委員

安岡 委員

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監

西村 管理部長 山口 指導部長

大路 総務企画課長 栗山 学校教育課長

安田 特別支援教育課長 吉村 高校教育課長

森下 文化財保護課長 奥村 総括指導主事

下村 総務企画課副課長 片又 総務企画課副課長

岡 総務企画課副主査

#### 5 議事の大要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

# (2) 前会議録の承認

ア 8月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3)報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

・第41号議案 令和元年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

#### 【大路総務企画課長の報告】

- 令和元年9月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案について、説明する。
- 一つ目は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてである。

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・ 非常勤職員が増加してきており、平成28年には64.5万人が任用されている。ちな みに京都府では6,600人、そのうち教育委員会で4,400人が任用されており学校の 非常勤講師が大半である。

適正な任用等を確保するため、例えば、顧問、参与、調査員など本来専門的な知識・経験が必要な特別職の非常勤職員という任用制度があるが、自治体によっては、一般的な事務職員もこの枠組みで任用されているというケースもあり、今回、これを厳格化するというものである。

また、自治体の解釈によって、採用方法や勤務条件等が異なっていた非常勤職 員を会計年度任用職員という制度に統一するというものである。

このような法改正を受けて、本府も会計年度任用職員制度に移行するため、必要な任用、勤務条件を定める条例を制定するものであり、施行は令和2年4月を 予定している。

○ 二つ目は、井手地区の新設特別支援学校校舎新築工事請負契約締結の件(主体工事)、井手地区の新設特別支援学校校舎新築工事請負契約変更の件(電気設備工事)及び井手地区の新設特別支援学校校舎新築工事請負契約変更の件(機械設備工事)についてである。

令和3年4月に井手町に開校予定の新設特別支援学校に係る校舎新築工事について、前回の入札が予定価格超過により不調となった主体工事について、再度の入札を実施し、落札者と仮契約を行ったので、請負契約を締結するものである。 また、電気設備工事及び機械設備工事について、既に府議会6月定例会で議決さ れて締結済みの請負契約について、請負業者から、本年3月から適用された公共 工事設計労務単価に係る「特例措置」の協議請求があったため、新単価を採用し て再積算した結果、増額変更を行う必要性が生じたものである。

○ 三つ目は、京都府総合計画の将来構想、京都府総合計画の基本計画及び京都府 総合計画の地域振興計画を定める件であり、これらの計画は概ね20年後の令和22 年に実現したい京都府の将来像を見据え、具体的な基本計画等として定めるもの である。

これは知事部局の政策企画部が中心となって策定を進めており、外部有識者から成る懇話会での議論、或いはパブリックコメントの実施などを経て、今回、最終案が取りまとまり、議案として提出される運びとなった。なお、その過程においては、6月の定例教育委員会で中間案を提出し、その折には、委員からも学力や伝統文化、いじめ、不登校、働き方改革、あるいは新卒者の早期離職問題等多岐にわたり貴重なご意見、ご助言を頂いた。頂いた意見は、事務局として趣旨を踏まえ、必要に応じて当方の意見を付し知事部局に伝え、こうして最終案としてまとめ上げている。また、それらご意見は、府教育振興プランの検討にご示唆いただいたものと受け止めており、是非活かしていきたい。

#### 【質疑応答】

〇 小畑委員

会計年度任用職員は最近の同一労働同一賃金の趣旨に合わせて、正規の職でなくても手当を支払うということか。

- 大路総務企画課長 そのとおりである。
- そのとおりである。
  - 会計年度ということは1年ごとの契約という考え方なのか。あるいはもう少 し短いこともあるのか。
- 大路総務企画課長 短いこともある。
- 上原委員

臨時職員から正規職員への登用の道はあるのか。

- 大路総務企画課長 正規職員として登用されるにはそれに必要な試験を受ける必要がある。
- 上原委員 継続して何年という決まりはあるのか。
- 大路総務企画課長基本的には決まりは無い。
- 上原委員 民間の労働基準法とは違うと理解してよいか
- 大路総務企画課長 地方公務員法あるいは地方自治法に基づく職として規定されるものである。

イ 平成31年度京都府いじめ調査(第1回)の結果等について

### 【山口指導部長の報告】

○ この調査は、いじめの実態把握を行うことにより、いじめの早期発見・早期 対応につなげていくため、平成25年度から実施しており、京都市立学校を除く 全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高校・特別支援学校で実施したも のである。

今回の1回目の調査対象期間は4月から1学期以内の任意の期間となっており、調査方法については、全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施している。ただし、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒については、アンケートによらずに、聞き取りでの調査も可としている。また、長期欠席者についても家庭訪問等によりきめ細かな状況把握に努めているところである。

結果の集計は、認知・解消・未解消・重大事態の4項目に分け、さらに、未 解消については、見守り、要支援、要指導の3つに分けて集計している。

○ アンケート集計状況について、まず、小中学校では、小中学校合わせて302 校、在籍者数89,590人、そのうち調査数は89,102人で99.5%となり、未調査数は 488人、0.5%となっている。未調査の内、前回に引き続き未調査の児童生徒数は 244人、在籍者数の0.27%となっている。

アンケート方法については、府で様式を示しているが、市町教委又は学校独自の様式も可としている。また、基本的に記名式としているが、市町教委の判断で無記名も可としており、無記名で実施している学校は小学校で7校、中学校は9校ある

まず、小学校では、いじめとして認知された件数は11,086件で、調査児童数の18.6%となっており、前年度1回目の件数より1,357件の減少となっている。解消件数は194件となっており、未解消は、見守り8,336件、要支援1,176件、要指導1,380件で、重大事態1件となっている。

次に、中学校は、認知件数が1,170件で調査生徒数の4.0%となっており、前年度1回目件数より26件の増加となっている。解消件数は9件で、未解消は、見守り793件、要支援214件、要指導154件、重大事態1件となっている。

小学校ではいじめの認知件数が減少し、中学校でやや増加しているが、認知の増減はあるものの、京都府では児童生徒が嫌な思いをしたと感じたものを幅広く把握していると捉えている。いじめはどの学校にも、どの学級にも起こりうる事象であり、教職員がいじめを発見する感度を下げることなく、未然防止、早期対応を組織的に対応するように指導している。

また、要指導件数が未解消に占める割合が、小中学校とも認知件数の1割を超えていることが気になるところであるが、これらの多くは、アンケート及び面談の調査時点での状況であり、各校では調査後にしっかりと指導を進めていただいていると考えている。

次に、いじめの態様について、小中学校とも、昨年度と同様に、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」であり、次に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」となっている。

特に見えにくい様態の「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」については、小学校が207件で前年度に比べ20件増、中学校が64件で前年度に比べ17件減となった。

続いて、未調査者については、未調査数が小学校で266人となり、前年度1回目に比べ29人増となり、中学校は222人で前年度1回目に比べ2人増となっている。その内訳で、特徴的なものは、小中学校ともに、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」、あるいは、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができずその状況が把握できない。」が多い。「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」が二番目で、この応じられる状況にないというのは、不登校状況から回復期や引きこもり傾向の子どもや保護者に対して、担任がようやく本人に会えるようになった状態で、いじめについて状況を聞き取る段階にはまだないというふうな状況等が考えられる。

未調査の内、前回調査に引き続き未調査の児童生徒は、244人となっており、その内、小学校は156人、中学校は88人であるが、大部分はフリースクールに通っている者で調査が出来ていないというものが大半で、他には保護者や生徒が調査に応じられる状況にない、保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない等となっている。

○ 次に、府立高校・特別支援学校の状況について、アンケート方法は、高校では、47校全でが府で示した様式を活用し、独自方式は無かった。特別支援学校では、本校11校すべてが府様式を活用しているが、小、中、高等部ごとの発達段階、障害の状況に応じ調査様式が異なるため、府様式35学部、独自様式4学部となっている。無記名式で実施された高校はなく、特別支援学校で2学部であった。

いじめで認知された件数は、高校の全日制課程で265件、そのうち22件の8.3 %が解消となっており、未解消は、見守り142件、要支援54件、要指導47件となっている。

定時制課程については、認知件数は32件、そのうち3件の9.4%が解消し、未解消は、見守り15件、要支援8件、要指導6件となっている。

通信制課程については、スクーリング等を活用して生徒にアンケート調査をする等、可能な範囲で、学校で実施していただいており、いじめの認知は4件の報告を受けている。未解消は、見守り3件、要支援1件、要指導0件となっている。

次に、特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部併せて認知件数は合計で133件、そのうち21件15.8%が解消となっている。未解消は、見守り54件、要支援18件、要指導40件、重大事態1件となっている。

いじめの態様については、高校では、全日制・定時制・通信制をあわせ、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。」で、これは小中学校と同じだが、次に多いのが、「仲間はずれ、集団による無視をされる。」となっており、ここが小中学校とは違う傾向と思われる。また「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」が3番目に上がってきているのも小中とは違う点である。

特別支援学校では、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」で、小中と同じ傾向である。次に多いのが「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっているが、これも小中と同じ傾向となっている。

未調査者の状況については、高校全日制は84名で前年度より40名減っており、 定時制は20名で前年度より7名減っている。また、特別支援学校では10名で前 年度より8名増えている。

その内訳として、高校全日制では、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が一番多く、次いで「進路変更(転学・退学)の手続き中である。」となっている。高校定時制では、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が一番多くなっており、特別支援学校でも、同じく「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が一番多かった。

未調査者のうち、前回から連続して未調査の者が高校で5名いるが、その多くが、「休学中」の生徒である。また、特別支援学校では、同じく、未調査者のうち、前回から連続して未調査の者が1名おり、この子は不登校傾向の生徒で、保護者との連携や面会は可能であるが、調査時点では、聞き取りができていないものである。

○ 最後に、今回報告した重大事態3件について説明する。

小学校の重大事態は、本年4月頃、同級生から悪口や仲間はずれ等のいじめを受けた被害児童が、一時登校できなくなった。学校は、地教委の指導・支援のもと、「校内いじめ対策委員会」において、アンケートや個別面談等の調査を行い、加害児童を指導した。いじめはなくなったが、被害児童に、自己否定や自死をほのめかす言動が見られたことから、重大事態としたものである。被害児童は、6月上旬から、通常通り登校しており、学校、地教委では、「いじめ防止等対策委員会」の指導・助言を受けながら、再発防止へ向けた取り組みを進めているところである。

中学校の重大事態は、中学生女子生徒に対し、同じ部活の女子生徒数名から嫌がらせや悪口、ネットへの書き込みなどの事象が発生した。学校は生徒に寄り添い丁寧に指導や支援を行ってきたが、被害生徒の保護者は学校の指導に納得ができず、法務局にも相談された。市教育委員会は重大事態の疑いがあるとして、調査委員会を立ち上げ調査することとした。調査報告が6月にまとめられたと聞いている。学校・市教委は調査委員会からの指摘や提案に基づき、すべての生徒が安心でして学校生活が送れるように取組を進めていると聞いている。なお、今年度当初より通常どおり登校できていると聞いている。

特別支援学校では重大事態は、今回のいじめ調査において、府立特別支援学校において重大事態が1件あがっている。これは、被害生徒が他の生徒に腕をもたれ、教室の外へ連れられた行為により怪我をしたものである。学校は加害生徒に指導したものの、被害生徒保護者から事実の解明ができていないとして、重大事態として調査を申し出された。そこで京都府いじめ防止基本方針に基づき、重大事態としたものである。現在、第三者を入れた『いじめ調査委員会』を設置し、いじめの事実調査、今後の再発防止について調査を実施しているところである。被害生徒はその後も登校している。なお、1回目のいじめ調査においては、前回のいじめ調査以降も「いじめ行為は止んでおり、嫌な思いはしていない」との回答であるが、「見守り」として今後も被害生徒に対する支援を学校がしっかり行っていく必要があると考えている。

○ 平成31年度、1回目の府のいじめ調査の報告については、以上である、府教育委員会としては、今回、重大事態が3件ということも踏まえ、いじめの未然防止、早期かつ適切な対応について、徹底を図っていきたいと考えている。

### 【質疑応答】

〇 安藤委員

認知件数及び解消・未解消の件数は、各市の教育委員会の集計だと思うが、 学年ごとの集計はしていないのか。

〇 栗山学校教育課長

府全体ではしていないが、各市の教育委員会では学年ごとの集計をしている。

○ 上原委員

小学校でも金品をたかられるというものも結構多いと思うが、言われただけ のことがアンケートに反映されているのか、それとも実際に金品をたかられて 取られた事例がたくさんあるのか。

○ 奥村総括指導主事

小学校の場合、これが欲しいなと言われ、嫌な思いをしたというものも集計 に反映されている。たかられるという表現のものはほとんどないと把握してい る。

〇 上原委員

中学校の18件は本当にたかられたのか。

○ 奥村総括指導主事

多くが友達同士の貸し借りのなかで嫌な思いをしたというもので、実際に無理矢理取られたというものはほとんど無い。

ウ 第39回近畿高等学校総合文化祭京都大会について

### 【吉村高校教育課長の報告】

○ 第39回近畿高等学校総合文化祭京都大会について説明する。

この文化祭は、近畿各府県で各地域の伝統文化の継承や新しい芸術文化の創造に日々取り組む高校生たちが、日頃の成果を発表し合う、文化系部活動の祭典である。

近畿となっているが、実際には近畿6府県に徳島県、鳥取県、福井県、三重県を加えた10府県で、昭和56年から輪番で大会を実施しており、今年の京都大会で39回を迎える。

今回の京都大会のテーマは、生徒から募集したものの中から「百花繚乱~京に色づく文化の風繋げよう未来へ~」となった。メインテーマの百花繚乱という言葉は、様々な芸術や文化が花開く、まさに文化の都である京都を表している。近畿の高校生一人一人が輝き、個性豊かに咲き誇る素晴らしい大会にしたいという思いが込められている。

開催期間は、令和元年11月16日土曜日から翌週24日日曜日までとなっている。 16日に総合開会式がロームシアター京都のメインホールで行われ、24日まで、 京都市、宇治市、八幡市、城陽市で各部門の発表が行われる。時間等詳細につ いては、まとまり次第案内させていただく。

京都大会の大きな見どころの1つが総合開会式で、会場のロームシアター京都には、府内の書道部や美術部が創作した、懸垂幕や横断幕、歓迎オブジェによるフォトスポットなどがあり、また、全国レベルで活躍する部活動や、京都

ならではの部活動などが出演し、京都造形芸術大学の総合プロデュースのもと、 90分の総合パフォーマンスを通して、京都府の紹介を行う予定である。

近畿6府県、徳島県、鳥取県、福井県、三重県の高校生が約8,000人集い、日頃の取組の成果を発揮し、地域の枠を超えた交流と相互研鑽の貴重な機会となることと思う。

各部門の会場へ是非足を運んでいただき、近畿の高校生の躍動するエネルギーを身近に感じていただきたい。

エ 京都府文化財保存活用大綱の中間案について (報告)

# 【森下文化財保護課長の報告】

○ 本年4月に改正文化財保護法が施行され、総合的な施策として、文化財の保存・活用を推進するため、目指すべき方向性、将来像及び基本的な方針と取組を示すものとして、道府県は、文化財保存活用大綱を定めることができるとされた。また、市町村は、保存活用地域計画を策定することができ、その策定に際して大綱を勘案することとされており、大綱は市町村の策定する地域計画の指針としても位置づけられる。このため、大綱には、府の基本的な方針と取組を示すのと同時に、市町村の地域計画の指針として示すという二つの目的が存在することとなる。

府の目指すべき将来像・方向性として、将来像を「府内各地の文化財が地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること」とし、方向性は、従来から府教育委員会が取り組んできた文化財の保存・活用施策を相互に関連づけ、拡充させることで、京都ならではの持続可能な文化財の保存・活用の仕組みを確立することを目指すこととしている。

大綱は、全体で9章の構成にしており、前半部分の1~4章では策定に至る 経過や現状と課題などを示し、5章以下の後半部分に目指すべき将来像や方向 性など京都府が取り組む内容を示している。

活用として普及啓発を促進することによって、今まで以上に多くの人が文化財の保存に関わる環境を作り出すことを中心に示している。把握している現状と課題の中で、地域において少子高齢化や過疎化が進んでいることで、従来の所有者や地方自治体が中心になって取り組む文化財の保存・活用が限界近くまできているというところに関して、より多くの人が文化財の保存・活用に関わってもらう関係を作り出すことが大事と考えている。

基本的な方針と取組では、文化財の保存・活用に関する基本的な方針として 4つの柱を示している。

一つ目は「文化財の指定等による保護の促進」、二つ目は「文化財の保護体制の強化」、三つ目は「文化財の保護を支える技術等の継承」、四つ目は「文化財の地域的な保存と活用の促進」としている。

そして、この基本的な方針は、市町村が地域計画を策定する際の指針と位置づけ、一方で府教育委員会がこれに基づき「文化財の保存活用を図るために講ずる措置」を示している。

第6章に「講ずる措置」として、6点に集約して記している。

1点目は、調査や指定を進め、これにより所有者等の修理・維持管理・防災

・防犯等を支援すること。2点目は、文化財の保護体制の強化に関わり、地域で未指定を含めた文化財を守り伝える環境を作り出すこと、また学校教育や社会教育と連携した文化財を未来へつなぐ心の教育を推進すること、さらに関係団体や関係部局との連携強化を図り文化財の保護、保存、活用を推進する体制をより強固にすること。3点目は、文化財建造物修理や文化財修理に関わる道具作成に係る技術等の継承を支援するため、文化財の修理や維持管理等の事業を継続、拡充すること。4点目は、文化財の置かれている状況を的確に把握し、保存を前提とした上で活用の促進すること。5点目は、幅広い視野で関係分野と連携し、文化財の保存・活用を企画・立案できる人材を育成していくこと。6点目は、府庁旧本館をはじめとする府が所有・管理する文化財の修理や整備の具体的な計画や方向性を示すこととしている。

これに加え、第7章に、「府内の市町村への支援の方針」として、3つの方針を示している。

一つ目は、従来から行っている文化財の保存・活用に関する市町村の取組への支援、二つ目は、今回新たに加わる地域計画策定等に関する指導、助言などの支援、三つ目は、複数の市町村にわたって所在する文化財に関する広域連携への支援としている。

さらに、第8章に、「防災・災害発生時の対応」として、2点を示している。 一つ目は、具体的な防災対策等としての建造物などの構造強化や耐震対策、 さらに老朽箇所等の早期把握、多様な被害の想定とこれへの対策、二つ目は、 地元消防や警察など関係機関との密な連携による地域と一体となって文化財を 守る体制の構築を記している。

最後に、第9章に「文化財の保存・活用の推進体制」として、関係部局、関係機関などを示している。以上が大綱の要点である。

なお、本日お配りした資料については、策定専門家会議の委員から様々な意見があり、特に、京都府が今後取り組んで行く方向性を示す部分と、今後市町村が地域計画を策定するための指針としての部分に対して、記述が交錯している部分がある、といった意見を頂いており、現在、課内で修正作業を進め、改訂版を作成し、改めてお配りする予定である。

今後、9月議会常任委員会で中間案を報告した後、11月にはパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果を踏まえ、最終案の作成を進め、来年3月には本委員会で議決をいただけるよう策定作業を進めたいと考えている。

# 【質疑応答】

〇 上原委員

防災・災害発生時の対応として、建造物の耐震や老朽化対策はわかりやすいが、例えば、文化財が仏像であり、それが本堂で安置されている場合、その本堂は文化財でなくても対象として調べていくのか。

○ 森下文化財保護課長

美術工芸品などの文化財が収蔵されている施設については、構造強化、耐震対策等を進めていただくよう所有者の方々にお願いしている。

〇 小畑委員

文化財保存活用大綱という概念の中に、無形文化財は入ってないのか。

# 〇 森下文化財保護課長

無形文化財も今回の保存活用大綱の対象にしている。特に、少子高齢化や過疎化に伴い、無形文化財のお祭りなどについては、後継者が非常に先細りになっているという現状がある。このようなものについても、今後の京都府や市町村がどのように取り組んでいくのかについて、大綱の中に記述していく。

#### 小畑委員

文化財を保存するのはもちろんベースにあるが、保存するだけではなく、活用が大事である。その活用の視点が、地域の活性化や振興などの視点だけではなく、もう少し異文化との接触や、グローバルに活動していく京都の人たちのためなど、そういう活用の仕方も考えながら、保存し活用していく。こういう視点が大事であると思う。

### 〇 安藤委員

子どもたちは、小学校でのふるさと学習がかなり定着してきており、その地域の良さをよく学んでいると思う。地域のお寺、神社なども、そのあたりは十分に学習できていると感じるが、例えば、学校の授業で重要文化財を見学に行こうと思うと、やはり拝観料がかかる。家族で、拝観に行こうかというような時なども、足が遠のくことが現状だと思う。できれば、京都に住んでいる子どもたちには、触れる機会がもう少しあった方がいい気がする。

#### ○ 森下文化財保護課長

子どもたちが小学生の段階から町の文化財と接していくことは、自分たちが生まれ育った地域の本当に伝統的なものを肌で感じる重要な機会であると考える。子どもたちが単に歴史を勉強するだけではなく、自分たちが生まれ育った日本の文化を肌で感じとって、また、そういった文化財を守り伝えていく技術に接することは、その技術者の後継者を育成していくという観点においても、非常に重要な要素だと考えるので、そういった部分についての取組も、書き込んでいきたい。

# 〇 橋本教育長

できたら、学校の授業の中でお寺を見に行くとき、全部無料にしてもらえたら良いと思う。海外では、博物館学習とかするときにお金を取らない。日本の社寺では難しいのかも知れないが、それぐらい踏み込めたら本当は面白いと話を聞いて感じた。

#### (4) 閉会

教育長が閉会を宣告